

## 総務部長マニフェスト

(作成日) 平成 27 年 4 月 24 日

### 私の思い

総務部長 渡辺 耕次



市における総務部の役割は、議会や行政委員会、公営企業などへの市長部局の窓口であると同時に、全庁的な行政運営を下支えするものと考えています。

法務管理、庁舎管理、車両管理、情報管理、危機管理などの事務を通して、法に基づいた公平で正確な行政が行われるよう各課と連携し、政策実現に寄与していけるような部にしていきたいと考えています。

(作成日) 平成 27 年 4 月 24 日

### 重点課題

- ① 災害時における地域防災力の向上
- ② 市内循環バスの利用促進と効率的な運用

## 部の施策概要

総務部の事務は、内部管理事務が主なものになりますが、所管事務のうち、市民とつながりの強い「災害時における地域防災力の向上」と「市内循環バスの利用促進と効率的な運用」の2点を重点課題として決めました。

今年度防災行政無線のデジタル化及び地域防災計画の全面改訂を実施します。今後の防災力の向上の中核となる計画のため、幅広く意見を求め、仕上げていきたいと考えていきます。

循環バスについては、今年度から1路線を民営化し、今後の民営化の拡大、有料化、休日運行など今後のあり方について検証していきます。

情報政策課では、来年1月から利用開始される社会保障税番号制度に対応して、システム改修等に取り組んでいきます。

総務課では、老朽化した庁舎の管理及び普通財産について様々な観点から検討します。また、法務課と連携して議会対応や訴訟対応を行い、行政不服審査法の改正に伴う事務について、全庁に取組みを促していき、例規整備等を進めます。このほか、情報公開制度や個人情報保護制度、行政手続制度についても見直しをしたいと考えています。

法務課では、例規整備を充実させるとともに、庁内のあらゆる事務について法的検討を行えるような体制を目指します。

## 災害時における地域防災力の向上

(作成日) 平成27年4月24日

### 戦略課題の目標

東日本大震災において、事前の想定をはるかに超える人的及び物的被害が発生したことを受け、国や大阪府では根本的に防災計画等が見直されました。

平成26年3月に策定されました大阪府地域防災計画では、「減災：災害を減らすこと」を基本理念として、①命を守る、②命をつなぐ、③必要不可欠な行政機能の維持、④経済活動の機能維持、⑤迅速な復旧・復興の5つの方針で必要な対策を講じることとされました。

このことから、平成27年度において本市地域防災計画を根本的に見直し、特に、災害発生時に住民同士が互いに助け合える自主防災体制が整備され、地域主体の防災活動により、市民の安全が守られているまちを目指します。

(作成日) 平成27年4月24日

### 施策推進上の目標

地域防災力の向上には、「公助」とともに「自助」及び「共助（近助）」の取組を一層進めることが重要であります。

これは、東日本大震災などにおいて、災害時の行政支援「公助」には一定の限界があることが明らかになり、被害を最小限とするには、地域住民が主体的に行動することが重要であることから、より一層『自助・共助（近助）』の大切さがクローズアップされました。

そのため、「自助」「共助（近助）」の取組を推進していくことで、地域防災力の向上を図ります。

(作成日) 平成 27 年 4 月 24 日

## アウトプット

地域住民が自然災害に関する情報を共有した上で、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という考えをもとに、組織強化に向けた取組を行います。

- ① 自主防災組織の整備
  - ・ 自主防災組織の未結成地区の解消（現在の 108 町会から 114 町会全てで組織化します。）
- ② 自主防災訓練の 2 年に 1 度の実施
  - ・ 平成 26・27 年度の 2 年間で、全組織で自主防災訓練を実施します。
- ③ 柏原市総合防災マップの作成・配布
  - ・ 地域固有の防災・減災に必要な情報などを盛り込んだ「柏原市総合防災マップ」を作成し、ご家庭に配布します。
- ④ 柏原市地域防災計画の改定の実施
  - ・ 平成 27 年 9 月末までに新たな防災計画の策定を行います。
- ⑤ 柏原市行政防災無線のデジタル化
  - ・ 屋外スピーカーの増設（伝達可能範囲：居住地域 3 割⇒10 割）等
- ⑥ 災害対策本部機能の充実
- ⑦ 市職員による防災訓練の実施
- ⑧ 避難所等における備蓄品の充実
- ⑨ 民間企業との災害時応援協定締結拡大

(作成日) 平成 27 年 4 月 24 日

## アウトカム

「公助」とともに、地域防災における「自助」「共助（近助）」、すなわち「自分たちの地域は自分たちで守る。」ことの重要性を地域のみなさんに持っていただくことで、災害への備えの意識を高めます。

## 市内循環バスの利用促進と効率的な運営

(作成日) 平成27年4月24日

### 戦略課題の目標

市内循環バスは、外出手段を持たない高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、駅や公共施設へのアクセスを向上させ、「まち」の活性化を目的として運行しています。市内循環バス事業の運営につきましては、平成27年度から一部路線の運転業務を民間事業者へ委託し、新たな運営形態の導入に取り組んでまいります。

(作成日) 平成27年4月24日

### 施策推進上の目標

市内循環バスは、利用実態を踏まえた効率性及び利便性の向上を図るため、現在の利用状況の調査、分析により、市民生活に著しい影響を与えることがないよう配慮しながら、路線の新設・統廃合、停留所の位置等の見直しを行い、安全で適正な運行を実施するとともに、小型バス車両を活用した新規路線の運行により利用者数の増加を図ります。

また、運転業務を民間委託することにより、経費の削減と効率化を目指し、利用者へのサービスの向上を図りながら、経費の節減効果や利用者の満足度を十分に検証し、今後の運営形態について検討を進めてまいります。

(作成日) 平成27年4月24日

### アウトプット

市内循環バス事業は、28人乗りマイクロバス4台及び14人乗り小型バス車両1台、合わせて5台のバス車両により、市内60か所の停留所を5ルートに分けて運行しています。

平成27年度においては、市内循環バスの年間乗降者数対前年比1万人増とします。

(作成日) 平成27年4月24日

### アウトカム

高齢者や障がい者の身近な移動手段であり、通院や買い物などの日常生活での利用を促進するとともに、妊産婦や子育て世代における市内循環バスの活用など、快適に暮らせる「まち」を目指し、「市民意識調査」における「満足度」の向上に努めてまいります。